

平成28年4月15日

各 位

生 命 保 険 協 会

**すべての生命保険会社が平成28年熊本地震による  
免責条項等の不適用を決定**

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

各生命保険会社では、被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いすることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

(※) 一般的に、災害関係特約については約款上に、地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり支払わない場合がある旨規定されていますが、今回はこれを適用せず災害関係保険金・給付金を全額お支払いすることをすべての生命保険会社から確認しております。

なお、詳細につきましては各社窓口にお問い合わせ下さい。